

議 事 内 容

専務理事	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第41回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>さて、本日は、審議委員の総数19名に対し17名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第41回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>昨日は、74回目の戦没者慰霊の日でございました。黙祷を捧げられた方もいらっしゃるかと思います。私自身戦前に生まれ、戦禍に散った方々を偲びました。平和の大切さ、ありがたさをしみじみ感じた昨日でございました。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・7件のほか、「農地利用最適化の取り組みを強化するための意見書」を議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件について、資料1により報告。)</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、小城市・貝原委員と武雄市・佐佐木委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局および農業会議事務局から、説明をお願いします。</p> <p>まず、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。</p>

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の多目的グラウンド用地への転用について、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、土地収用法の規定による告示にかかる事業である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会分を農業会議事務局から2件続けてお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の駐車場、資材置場及び工事用道路等用地の一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード等用地の一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地と、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ること、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議 長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-7、〇〇〇〇申請の自動車修理工場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議 長	<p>第5条関係7件について説明がありました。</p> <p>ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。</p>
議 長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	申請地周辺に既に太陽光発電施設がありますが、こられの拡張でしょうか。
〇〇農業委員会	周辺の施設は農地転用で許可を出した分ではありますが、それぞれ別の事業体です。
〇 〇 委 員	ありがとうございます。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
坂井 議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 この申請人の建売分譲住宅の申請がもう1件ありますが、どちらも転用地の価格が600万円台ということですが、便利のいい場所だと思いますが、価格はだいたいこのぐらいですか。
- 〇〇農業委員会 はい、もっといいところになると1000万円ぐらいになりますが、最近はこのくらいが相場です。
- 〇〇委員 ありがとうございます。
- 〇〇委員 盛り土の高さはどのぐらいですか。
- 〇〇農業委員会 北と南で段となっていて、北はほとんど盛り土は無いですが、南は1.1～1.2mとなっています。
- 議長 他にありませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の多目的グラウンド用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 土地収用法該当事業ということで、土地収用法によると地権者の同意が得られなければ広告などの手続きが必要ですが、今回はどのようなになっていますか。
- 〇〇農業委員会 既に同意をいただいています。
- 〇〇委員 ありがとうございます。
- 議長 他にありませんか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の駐車場、資材置場及び工事用道路等用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

の工事用道路、資材ヤード等用地の一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 整理番号5-5と5-6の案件で建設費、その他の費用が360万円と5902万円で1ケタも違いますが、この中身は何ですか。

農業会議義務局 クレーンの設置費や重機の運搬費といった費用が多くかかっているようです。

〇〇委員 国道から重機やコンクリートを搬入するための道路、橋の造成、撤去でこれだけかかっていると思います。

〇〇委員 5-5、5-6は申請地内に新幹線が通るんですか。

〇〇委員 5-5は線路の脇に資材置き場を設置したいということで、もともと脇には〇〇〇〇という会社の駐車場がありましたので、駐車場代替地を東側の離れた場所に設置する関係でこのような形になっています。

5-6は高架になっていまして、申請地はその真下となります。

議長 他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の自動車修理工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 以前このバイパス沿いに今回と同じような施設の転用案件があったと思いますが、今回はその沿線ですか。

また、今後も流通関係施設がバイパス沿いにできる可能性はあ

	りますか。
〇〇農業委員会	一昨年に他の自動車メーカーの修理工場が申請地の少し北側にできております。 また、今後の可能性についてはなんとも言えないです。
〇〇委員	ありがとうございます。
〇〇委員	自動車整備工場は油などが周りに流出するおそれがありますが、周囲から反対はありませんでしたか。
〇〇農業委員会	6月に住民説明会を行われまして、今のような質問もありました。オイル等に関しては、油水分離層の設置を説明されまして、住民の方も納得されています。
〇〇委員	はい。
議長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」とし〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地利用最適化の取り組みを強化するための意見書」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	このことについて、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、9月16日となっておりますので、御予定をお願いいたします。お疲れ様でした。

14時53分